

令和5年5月（第5回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第4	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第5	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第6	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第7	議案第5号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第8	議案第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について
日程第9	議案第7号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定について
日程第10	議案第8号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第11	令和5年 第6回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和5年第5回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。

岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。6番渡邊久則委員、10番中川恭一委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

所有権移転の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。
続きまして、使用貸借権設定の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。
次に、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、6番渡邊久則委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(6番委員)

調査報告いたします。

4月28日に堀部推進委員と共に譲受人、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、
耕運機・バインダー・管理機・脱穀機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻で、申請地にはジャガイモ・里芋を作付するとの
事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数5年、年間250日、妻が経
験年数5年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、6,715㎡です。

地域との調和につきましては、地域で行われている水路清掃や除草作業に参
加し、周辺農家と協力して用水路などの管理に努めると伺っているので問題な
いかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を
よろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては、6番渡邊久則委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

5月1日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号10番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号10番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部 番号11番につきましても、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号11番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思っております。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更
について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号を説明》

(議長)

只今、議案第6号につきましてご説明いたしました。

編入の部 番号1番につきましては、7番松本功委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

4月24日に岩村会長、福永推進委員、事務局職員と現地調査を行い、農振担当職員より説明を受けましたので、ご報告します。

事業計画者は、土地の所有者で、耕作者である息子は上益城地区果樹産地協議会益城地区担い手一覧に記載されています。

申出地には、耕作者が梨を作付けしておりましたが、果樹産地の生産基盤を強化し、果樹経営支援対策事業の活用による栗の新植を行うため、今回、農振の編入を計画されました。

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の「果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の

振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」に該当していると判断し、農振の編入は適当かと思えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、編入の部 番号1番について松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定をいたします。

続きまして、除外の部 番号1番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

4月24日に岩村会長、富永推進委員、事務局職員と現地調査を行い、農振担当職員より説明を受けましたので、ご報告します。

申請者は、建築工事業を主に行っている法人です。

地震で地盤の変動が少なかった申請地を、宅地として分譲することで、熊本地震の被災者が、より良い住環境のもとで生活できるようにとのことで、今回、農振除外の申請をされております。

申請地を農振除外することによる他の農地への支障もなく、農振除外の要件も全て満たしております。

なお、農振除外後は、主に第3種農地となることですので、転用の見込みはあるかと思えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、除外の部 番号1番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定をいたします。

次に、日程第9 議案第7号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第7号を説明》

(事務局)

本件につきましては、産業振興課農林整備係長より説明いたします。

(農林整備係長)

《内容説明》

(議長)

ただいま、議案第7号につきまして説明いただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定いたします。

次に、日程第10 議案第8号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第8号を説明》

(議長)

只今、議案第8号につきましてご説明いたしました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第11 令和5年第6回委員会の日時について申し上げます。

次回は6月9日、午後2時よりJA かみましき益城支所会議室で開催いたします。

予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1 番委員)
《挨撈》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員